

No. 129(2013/3)

平成24年著作権法改正について

弁護士 上沼紫野

1 改正法の概要

平成24年6月20日著作権法の改正法が成立し、同月27日平成24年法律第43号(以下「改正著作権法」)として公布された。改正著作権法は、以下を内容とする。

- ① いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備
- ② 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備
- ③ 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
- ④ 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備
- ⑤ いわゆる「違法ダウンロード」の刑事罰化に係る規定の整備

上記のうち、①から③については、著作物の利用の円滑化のために著作権を制限する規定であり、④及び⑤は、著作権の保護を強化する方向の規定である。

③から⑤については、平成24年10月1日より、その他については、平成25年1月1日より施行されている。

本稿では、このうち、①及び⑤について記載することとする。

(以下項目のみ)

2 改正に至る経緯

3 いわゆる「写り込み」等に関する規定の整備について

- (1) 平成23年報告における検討
- (2) 改正著作権法における規定
- (3) 条文化に関する疑問
- (4) 更なる課題

4 いわゆる「違法ダウンロード」の刑罰化について

- (1) 規定の内容

- (2) 立法経緯に関する疑問
- (3) 立法内容の妥当性に関する疑問
- (4) 附則について

(以上全9ページ)